

米女性「尊厳死」

# 日本では自殺帮助恐れ

## 厚労省 苦痛緩和ケアを強調

脳腫瘍で余命わずかと宣

告され「尊厳死」すると予

りすると殺人や自殺帮助罪

に問われる恐れがある。

川崎市で10年に起きた川

崎協同病院事件では、患者

の気管内チューブを抜き、

筋弛緩剤を投与した医師が

殺人罪に問われ、21年に最

高裁で有罪が確定してい

る。

厚生労働省は19年に終末

期医療の指針を策定した

が、「肉体的苦痛を緩和す

ることの重要性を強調し、緩和

ケアを充実させることが何

か」との立場から、医師が薬剤の投与などを

行為を指針の対象外とし

た。

リトニー・メイナードさん(29)が、医師から処方された薬剤を服用して亡くなっ

た。日本では患者の意思に基づき延命治療を施さないケースはあるが、今回のように

横浜地裁判決は①耐え難い肉体的苦痛がある②死期として捉えられており、患者が迫っているなど医師による「安楽死」が認められ

る。

厚生労働省は19年に終末期医療の指針を策定した

が、「肉体的苦痛を緩和す

ることの重要性を強調し、緩和

ケアを充実させることが何

か」との立場から、医師が薬剤の投与などを

行為を指針の対象外とし

た。

(1面参照)

告していた米国の女性、ブ

リトニー・メイナードさん(29)が、医師から処方され

た薬剤を服用して亡くなっ

た。日本では患者の意思に基づき延命治療を施さないケースはあるが、今回のように

横浜地裁判決は①耐え難い肉体的苦痛がある②死期として捉えられており、患者が迫っているなど医師による「安楽死」が認められ

る。

厚生労働省は19年に終末期医療の指針を策定した

が、「肉体的苦痛を緩和す

ることの重要性を強調し、緩和

ケアを充実させることが何

か」との立場から、医師が薬剤の投与などを

行為を指針の対象外とし

た。

(1面参照)